

令和7年度サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修基本計画

1 基本的な考え方

(1) 各研修の必要性に応じた実施計画

(ア) 基礎研修、補足研修

- ・令和6年度の実績及び事業所の増加率や離職率を考慮して研修規模を設定。

(イ) 実践研修

- ・本年度は令和5年6月の制度改正を受け、昨年に引き続き受講申し込みが増加していた。また、令和3年度基礎研修課程修了者に係る3年間のみなし配置の終了年度でもあり、駆け込み需要が想定された。
- ・令和6年度の実績及び事業所の増加率や離職率を考慮して一定程度拡大した研修規模で設定。

(ウ) 更新研修

- ・更新研修修了者の2回目受講や実践研修修了者の受講であり、令和7年度は令和5、6年度よりも受講者が減少するものと思われるため、規模を縮小して設定。

(エ) 専門コース別研修

- ・事業所の増加率や支援の質を考慮し、障害児支援・就労支援コースの実施を予定。

(2) サビ児管人材育成ビジョン

- ・相談支援従事者人材育成ビジョンのサビ児管版として、令和5年度に有識者などで構成される策定委員会を3回開催し、案を作成。令和6年度に公表を予定していた。
- ・令和6年度に改定を迎えていた相談支援従事者人材育成ビジョンにおいて大幅な変更が生じているため、参照していたビジョンの改定後に再調整。

(3) 制度周知

- ・令和5年度の制度改正を受けて、サビ児管研修制度がより複雑化した。経過措置は終了しているが、引き続き制度周知を行いサビ児管の欠如などサービス提供に支障が無いようにする。

2 令和6年度の各研修の対応について

令和3年度までの基礎研修修了者に係る経過措置が終了し、旧分野別研修修了者でサビ児管を継続する方々は1回目の更新研修を修了しているところ。早期に更新研修を受講した方が2回目を受け始める時期である。

更新研修修了者	6,039 人
実践研修修了者	2,229 人
正式サビ児管	8,269 人
サビ児管候補生	3,870 人（基礎研修修了者で実践未修了）
サビ児管総数	12,138 人
（離職率 14.6% △1,772 人）	

（1）基礎研修

令和6度は定員（1,396 人）に対して延べ 2,432 人の申込があった。前期では定員規模を増やして受講決定をした回もあったが、後期においては定員を割ることもあった。一方でサビ児管の不足を勘案し、令和5年度実施の同じ定員数として設定。

ア 研修日程等	講義 1 日、演習 1 日
イ 募集定員	1,400 人
ウ 標準受講料	一人 25,000 円～33,000 円（税込み）※
エ 指定研修事業者	社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 公益社団法人かながわ福祉サービス振興会 特定非営利活動法人シーガル研修・研究機構 合同会社中川（東北福祉カレッジ）

（2）補足研修

例年、基礎研修と同数の人数を養成する必要があることから、次のとおりとする。

ア 研修日程等	講義 2 日
イ 募集定員	1,400 人
ウ 標準受講料	一人 10,000 円～18,168 円（税込み）※
エ 想定研修事業者	特定非営利法人かながわ障がいケアマネジメント従事者 ネットワーク 合同会社中川（東北福祉カレッジ）

（3）実践研修

令和3年度基礎研修課程修了者の経過措置みなし配置が終了。令和6年度の後半には当初と比較して応募倍率の低下も見られた。一方で、実践研修受講に係る実務経験（OJT）が特例で6ヵ月に短縮できる措置の周知も進んでおり、多くの申込が予想されるため、引き続き令和6年度を一定程度追加した数値で設定。

ア 研修日程等	講義 1 日、演習 2 日
イ 募集定員	1,200 人
ウ 標準受講料	一人 30,000 円～33,000 円（税込み）※
エ 指定研修事業者	社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 公益社団法人かながわ福祉サービス振興会 特定非営利活動法人シーガル研修・研究機構 合同会社中川（東北福祉カレッジ）

(4) 更新研修

令和3年度基礎研修修了者の経過措置が終了。2回目の受講を中心として想定。

ア 研修日程等	講義・演習2日
イ 募集定員	700名
ウ 標準受講料	一人33,000円(税込み)※
エ 指定研修事業者	特定非営利法人かながわ障がいケアマネジメント従事者 ネットワーク 合同会社中川(東北福祉カレッジ)

※受講料は令和6年度における各事業者設定の範囲を記載。

定員は、新規指定している法人における年間の受講者数が見込めないため、既存4事業者における配分として設定している。

(5) 専門コース別研修

- ア 県予算には専門コース別研修委託費用を計上。
障害児支援、就労支援の実施を検討。

3 人材育成ビジョン

令和5年度に策定委員会を3回開催し、有識者と障害福祉サービス従事者と検討をして、案を作成していた。令和6年度に公表を予定していた。

相談支援従事者人材育成ビジョンを参考としていたが、令和6年度に改定を迎えており、同ビジョンにおいて大幅な変更が生じているため、改定後に再調整を予定。

4 制度周知について

令和5年度の制度改正や各経過措置の終了を受けて、制度がより複雑化しており、事業者や受講生の理解が難しくなっている。また、やむを得ないみなし配置の相談も増加しており、研修の実施と共に制度周知を引き続き行い、事業者での計画的な育成を促し、サビ児管欠如等を避けることでサービス提供の質を確保していく必要がある。

県としても、集団指導講習会などの行政からの説明機会、わかりやすい資料作成に努める。